

千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則の概要

1 改正理由

道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）が改正され、放置違反金の仮納付者に対する公示による納付命令の方法が「不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、当該事項が記載された書面を当該納付命令をしようとする公安委員会の掲示板に掲示し、又は当該事項を当該公安委員会の庁舎に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行う」こととなったため、千葉県公安委員会が行う公示方法について別記様式中に示した千葉県道路交通法施行細則（昭和35年千葉県公安委員会規則第12号）の一部改正を行った。

2 改正内容

別記第4号様式の2の4（裏）に記載されている「下記の場所において」を「下記3（1）の方法で」に、「納付命令の場所」を「納付命令の方法」に、「千葉県公安委員会の掲示板（ ）」を「ア 千葉県警察ホームページへの掲載、イ 千葉県公安委員会の掲示板での掲示（ ）」に、「（1）の掲示板上に」を「（1）の方法で」に改めた。

3 施行期日

令和8年5月21日